

国土利用の規制制限等の移譲

現状

- 土地利用に関しては、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画で、都道府県の区域に5地域区分と土地利用の調整に関する事項を定めることとされている。
[5地域区分] 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域
- 5地域については、それぞれ都市計画法や農振法(*)等の個別法により、方針・計画策定、土地の利用及び保全に対する国の関与・規制がある。

(※)農業振興地域の整備に関する法律

課題

- 土地の利用及び保全に関する権限は、基本的に都道府県の権限とすべきであるが、許可等権限の一部が国に残っているとともに、決定に当たって関係大臣との協議や同意を要する。
- 土地の利用及び保全に関しては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律で定めるに止め、未だ国に残っている権限の移譲と将来的には国の関与の縮小を図り、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整すべきある。

目指すがた

農地転用の許可や保安林の指定等に係る国の権限の移譲

4ha超の農地転用の許可権限(2ha~4haの協議含む)

国

全国的な統一性の確保などを名目として国に留保されている権限

権限移譲

民有保安林の指定・解除等権限

国

広域的、総合的行政主体である北海道が決定

〔当該部分の事務費等の交付金化〕

将来

- 土地利用規制の決定に際しての、国への協議・同意の廃止
・ 国の施策との整合性などを名目として個別条件ごとに必要とされている、国の協議・同意を廃止する。

主な例

相互に競合する法律	専門的基盤技術
国土利用計画法	国土交通省
都市計画法	農林水産省
農業振興地域の整備に関する法律	経済産業省
農地法	環境省
森林法	厚生労働省
自然公園法	など
自然環境保全法	

「特例措置」

国への協議・同意の一括廃止

農地転用や開発行為の許可等（個別の土地に関する制限）に関する国との関与の例

区分	都市計画法	農業振興法	農地法		森林法				自然公園法	自然環境保全法
内容	都市計画区域内の開発行為の許可（§ 29①）	農用地区域内の開発行為の許可（§ 15の2①）	農地転用の許可（§ 4①）	転用目的の権利移動（§ 5①）	民有林内の開発行為の許可（§ 10の2①）	保安林の指定・解除等			都道府県立自然公園での開発行為の許可（§ 60①）	都道府県自然環境保全地域内の行為制限（§ 46①）
						1～3号保安林		4号以下保安林（§ 25の2.26の2）		
許可権者	都道府県知事 市町村長*1	都道府県知事	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事	農林水産大臣	都道府県知事（1号受託）	都道府県知事	都道府県	都道府県
国の関与等の様態	許可			農林水産大臣（4ha超）（§ 4①）	農林水産大臣（4ha超）（§ 5①）		農林水産大臣（§ 25,26）			
	協議+同意							農林水産大臣（§ 26の2解除）	農林水産大臣（§ 26の2解除）	
	大臣が同意するに際し協議									
	協議			農林水産大臣（2ha超）（附則§ 2）	農林水産大臣（2ha超）（附則§ 2）					
	協議を受けた大臣が協議									
	助言・勧告									
	報告									

* 1：政令指定都市、中核市、特例市は全ての許可。特例条例で権限委譲した市町村については§ 34⑩を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例（方針・マスタープラン）

区分	国土利用計画法	都市計画法	農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内容	土地利用基本計画の決定・変更（§ 9①⑩）	都市計画地域の整備・開発及び保全の方針（§ 6の2①）	都道府県農振地域整備基本方針の策定（§ 4①）	地域森林計画の策定・変更（§ 5①）	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張（§ 60①）	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定・拡張（§ 45①）
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
国の関与等の様様	協議+同意	国土交通大臣（§ 9⑩）	国土交通大臣（§ 18③）	農林水産大臣（農用地確保位置・規模）（§ 4⑤）	農林水産大臣（保安林整備造林面積等）（§ 6⑤）	
	大臣が同意するに際し協議	関係行政機関の長（§ 9⑫）	農林水産大臣（§ 23①）			
	協議を受けた大臣が意見聴取		経産、環境、厚労大臣（§ 23②③）			
	協議		農林水産大臣（国交大臣同意のときを除く）（§ 23①）	農林水産大臣（§ 4⑤）	農林水産大臣（§ 6⑤）	関係地方行政機関の長（§ 66①）
	協議を受けた大臣が協議			関係行政機関の長（§ 4⑥）		環境大臣（§ 49①）
	助言・勧告			農林水産大臣（§ 4④勧告）		環境大臣（§ 67②）
	報告			農林水産大臣（§ 6⑥報告）	農林水産大臣（§ 6⑥）	環境大臣（§ 50①）

※国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例

区分	都市計画法			農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内容	都市計画区域の指定・変更 (§ 5①)	区域区分 (§ 7①)	地域地区、地区計画等 (§ 8①、12の5①) 区域の見地から決定すべき地域地区等 (§ 15①)	都道府県農振地域整備基本方針の策定 (§ 4①)	地域森林計画の策定・変更 (§ 5①)	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張 (§ 60①)	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定・拡張 (§ 45①)
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
国 の 関 与 等 の 態 様	協議+同意 大臣が同意するに際し協議	国土交通大臣 (§ 5③)	国土交通大臣 (§ 18③)	国土交通大臣 (§ 18③)	農林水産大臣 (農用地確保位置・規模) (§ 4⑤)	農林水産大臣 (保安林整備造林面積等) (§ 6⑤)	
大臣が同意するに際し協議			農林水産大臣 (§ 23①)				
協議を受けた大臣が意見聴取			経産、環境、厚労大臣 (§ 23②③)				
協議		農林水産大臣 (国交大臣同意のときを除く) (§ 23①)		農林水産大臣 (§ 4⑤)	農林水産大臣 (§ 6⑤)	関係地方行政機関の長 (§ 66①)	環境大臣 (§ 49①)
協議を受けた大臣が協議				関係行政機関の長 (§ 4⑥)			関係行政機関の長 (§ 49②)
助言・勧告				農林水産大臣 (§ 4④勧告)		環境大臣 (§ 67②)	環境大臣 (§ 50②)
報告				農林水産大臣 (§ 6⑥報告)	農林水産大臣 (§ 6⑥)	環境大臣 (§ 67①)	環境大臣 (§ 50①)

※都市地域／都市計画法については都市施設（道路、公園、下水道等）を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

【農地転用許可基準（通達ベース）】

区 分	「農地転用許可基準の制定について」(S34.10.27)	「市街化調整区域における農地転用許可基準について」(S44.10.22 農林事務次官通達)
通 達 文	<p>農地法に基づく農地等の転用の許可是、農地法全体の趣旨に照らし国民経済その他一般公共の利益に合致するよう運用すべきである。</p> <p>最近農地等の他用途への転用が激増し、農業上及び農業外の合理的土地利用の観点からみて好ましくない事例もみられるに至ったので、かねてからこのような事態に対処するため許可基準の明確化について検討してきたところ、今般農地転用許可基準対策協議会より別紙2のように答申があり、この答申に基づき農地転用許可基準を別紙1のように定めたので、今後の農地転用許可申請についてはこの基準により処分し、許可事務の適正円滑化を期せられたい。</p> <p>また、農地法制定 당시に比し、国民経済は著しい発展をみこれに伴い産業構造の変化、人口の増加、都市の発展等がもたらされた。これらを考慮するととき、農地の転用はある程度やむを得ない處ではあるが、国民経済の発展及び国民生活の安定上必要性に乏しい施設を建設しようとする場合又は転用される農地についてその利用の見込みが確実でなく転用の結果土地の遊休化を招くおそれがあると認められる場合等においては、農地の転用は極力これを抑制すべきものと考える。従って、例えば下記に掲げるようなものは、一般に転用目的としては適当でないと思われる所以、この点に留意の上農地転用許可基準を適用されたい。</p>	<p>市街化調整区域（都市計画法第7条第1項に規定する「市街化調整区域」をいう。）は市街化を抑制すべき区域であるので、当該区域における農地転用の許可に関する処分は、「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と農林水産業との調整措置等に関する方針」（昭和44年8月22日付け44農地C第374号農林事務次官通達。以下「措置方針」という。）に基づく同法第23条第1項の規定による協議の経過を十分尊重しつつ、優良農地を保存することを旨として行うものとし、当該区域における農地転用に係る農地転用許可基準（「農地転用許可基準の制定について」（昭和34年10月27日付け34農地第3353号（農）農林事務次官通達）の別紙1の農地転用許可基準をいう。以下「許可基準」という。）の適用については、許可基準第1章第4「農地の区分」に代えて下記第1「農地の区分」に、許可基準第2章第1節「農業以外の土地利用計画との関係」に代えて下記第2「甲種農地及び乙種農地の農地転用の取扱い」によるものとする。</p>
第1章 総 則	<p>第1 目 的</p> <p>この基準は、優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、その合理化を図るために農地転用を適正に規制し、もって健全な国民経済の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 適用範囲</p> <p>この基準は、農地法第4条、第5条及び第73条の規定による農地転用の許可に適用するものとし、農地法施行規則第4-6条の規定による農地の貸付及び農地法第7条第1項四号の指定について準用するものとする。</p> <p>なお、採草放牧地、薪炭林等の転用についてはこの基準の趣旨に準じて取り扱うものとする。</p>	
	<p>第3 定 義</p> <p>1 この基準において「市街地」とは、連坦集合して存在する住宅、商店、工場、官公署等の建築物及び公園、運動場等の都市的機能を有する施設の外縁を結んだ線内の区域をいう。</p> <p>2 この基準において「街路」とは、幅員4 m 以上の道及び建築基準法第42条第2項の指定を受けた道で現に一般的の通行の用に供しているものをいう。</p> <p>ただし、道路により自動車専用道路の指定のあったもの及び道路運送法による自動車道を除く。</p> <p>3 この基準において「公共投資」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体からの費用の支出</p> <p>(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定による「補助金等」又は「間接補助金等」の交付</p> <p>(3) 農業改良資金助成法等法令に基づく国又は地方公共団体からの融資</p> <p>(4) 農林漁業金融公庫からの融資</p>	

	農地の区分	市街化調整区域内の農地については、次により甲種農地及び乙種農地に区分するとともに、乙種農地については、許可基準第1章第4の農地の区分により第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分する。												
第1章	第4 甲種農地	<p>甲種農地は、次に掲げる農地とする。</p> <p>① 農地転用の許可に関する処分時において措置方針の第1の1又は第1の2に該当する農地（その該当事由が農道等の整備のみを目的とする土地改良事業の対象となったことのみである農地を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化区域に含めないとしている農地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団的優良農地（団地規模が概ね20ha以上で高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備え、かつ、主要作物の10a当たり収量が一定水準以上のもの） ・ 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の対象農地 ○ つとめて市街化区域に含めないとしている農地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団的農地（団地規模が概ね20ha以上で高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備えた農地） <p>② 措置方針の第1の3の(i)により市街化調整区域内に含まれることとなった土地の区域内の農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①の農地には該当しないが、生産性が高く、特定の農産物の生産適地として保全する必要があり、相当の期間農地としての利用が見込まれる農地 												
総則	地の種別区分	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 農地を第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分する。</td> <td>乙種農地は、甲種農地以外の農地とする。</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>2 第1種農地 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資（旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害復旧事業及び農用地防災事業を除く。）の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第2種農地又は第3種農地に該当するものを除く。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙種 第2種</td> <td> <p>3 第2種農地 次に掲げる農地は第2種農地とする。ただし、第3種農地に該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 街路（土地改良事業、開拓事業によって築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。 (2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。 (3) 市街地の近傍において孤立している小団地の農地。 (4) 港湾施設、工業用水道、道路、排水路等の諸施設が産業の用に供する目的で、総合的に整備された地域内の農地。 (5) 建築基準法の規定により指定された工業地域又は準工業地域内の農地で市街地に接続し、かつ市街地と街路に囲まれたもの。 (6) その他の農地で、次のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア 農業生産力の高い農地 イ 集団的に存在している農地 ウ 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>地の種別区分</td> <td>4 第3種農地 次に掲げる農地は第3種農地とする。</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。） (2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地 (3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地 (4) 市街地の中に介在する農地 (5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地 (6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を施行した土地等で買収除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によって指定（近く農地以外のもとすることを相当とするものの指定）を受けた農地 </td> </tr> </table>	区分	1 農地を第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分する。	乙種農地は、甲種農地以外の農地とする。	第1種	2 第1種農地 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資（旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害復旧事業及び農用地防災事業を除く。）の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第2種農地又は第3種農地に該当するものを除く。		乙種 第2種	<p>3 第2種農地 次に掲げる農地は第2種農地とする。ただし、第3種農地に該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 街路（土地改良事業、開拓事業によって築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。 (2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。 (3) 市街地の近傍において孤立している小団地の農地。 (4) 港湾施設、工業用水道、道路、排水路等の諸施設が産業の用に供する目的で、総合的に整備された地域内の農地。 (5) 建築基準法の規定により指定された工業地域又は準工業地域内の農地で市街地に接続し、かつ市街地と街路に囲まれたもの。 (6) その他の農地で、次のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア 農業生産力の高い農地 イ 集団的に存在している農地 ウ 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地 		地の種別区分	4 第3種農地 次に掲げる農地は第3種農地とする。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。） (2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地 (3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地 (4) 市街地の中に介在する農地 (5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地 (6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を施行した土地等で買収除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によって指定（近く農地以外のもとすることを相当とするものの指定）を受けた農地
区分	1 農地を第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分する。	乙種農地は、甲種農地以外の農地とする。												
第1種	2 第1種農地 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資（旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害復旧事業及び農用地防災事業を除く。）の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第2種農地又は第3種農地に該当するものを除く。													
乙種 第2種	<p>3 第2種農地 次に掲げる農地は第2種農地とする。ただし、第3種農地に該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 街路（土地改良事業、開拓事業によって築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。 (2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。 (3) 市街地の近傍において孤立している小団地の農地。 (4) 港湾施設、工業用水道、道路、排水路等の諸施設が産業の用に供する目的で、総合的に整備された地域内の農地。 (5) 建築基準法の規定により指定された工業地域又は準工業地域内の農地で市街地に接続し、かつ市街地と街路に囲まれたもの。 (6) その他の農地で、次のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア 農業生産力の高い農地 イ 集団的に存在している農地 ウ 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地 													
地の種別区分	4 第3種農地 次に掲げる農地は第3種農地とする。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。） (2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地 (3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地 (4) 市街地の中に介在する農地 (5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地 (6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を施行した土地等で買収除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によって指定（近く農地以外のもとすることを相当とするものの指定）を受けた農地 												

第2章 許可方針 甲種農地の農地転用の取扱い	<p>第1節 農業以外の土地利用計画との関係</p> <p>第1 農業以外の土地利用計画との調整を了した地域の取扱い</p> <p>次の各号に掲げる場合には、農地の転用は極力調整された計画等を尊重し、かつ特定の団地について調整を了した場合を除き、第3種農地、第2種農地、第1種農地の順序により転用されるよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 首都圏整備計画、都市計画等市街地建設に係る土地利用計画について関係者の調整を了し、計画の対象地域が用途地域等市街化すべき地域とそうでない地域とに区分された場合、農地転用は次のように取扱うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地の転用は市街化すべき地域に指向させるよう努めるものとする。 (2) 市街化すべき地域以外の地域についての農地転用は原則として許可しないものとする。ただし、第2の3の(1)から(10)まで及び(12)に該当するもの並びにこれに付帯する(13)に該当するもので市街化すべき地域に立地することが不適当であると認められ、かつ当該事業が市街化の要因とならないと認められるときは許可することができる。 鉱工業地帯整備協議会において鉱工業等の施設の予定地について関係省の調整を了した場合、電源開発調整審議会において電源開発予定地について関係者の調整を了した場合等、国の施策に基づく施設のための農地転用でその調整の結果に適合するものについては、原則として許可するものとする。 首都圏整備法により近郊地帯の指定が行われその整備に関する施策について関係者の調整を了した場合又は旧特別都市計画法第3条による緑地地域についての整備に関する施策についての関係省の調整を了した場合には農地の転用はその施策に沿って取扱うものとする。 <p>第2 農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 農地の転用は第3種農地に指向させるものとし、第3種農地を対象とする農地転用は原則として許可するものとする。 第2種農地を対象とする農地転用は第3種農地に立地することが困難であるか、又は不適当と認められるものに限り許可することができるものとする。 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不適当と認められる場合は許可することができるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用できることと定められている事業の用に供する場合 (2) 農業経営の合理化、農業生産力の増強若しくは農家経済の改善に資する施設、農産物の加工施設又は農村の道路水路等を建設する場合 (3) 農家の安定的な就業機会の確保又は都市と農村の交流の円滑化等に資する施設を建設する場合 (4) 森林法第25条に掲げられた目的（保安林）に供する場合
------------------------------	--

<p>第2章 許可の取扱</p> <p>甲種農地及び乙種農地</p>	<p>(5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合 (6) 試験研究、学術調査度を実施する場合 (7) 地すべり等防止法による関連事業計画に基づき、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告等を受けて家屋を建設する場合 (8) 農村集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合又は集落の生活環境の改善に資する施設を建設する場合 (9) 重要産業の施設の建設で、次の(a)又は(b)のいずれかの条件に該当するもの (a) 当該農地が生産条件の悪い農地又は第3種農地若しくは市街地の近傍にある農地であり、かつ、用排水、原料既存施設、港湾造成、既存引込線等の関係から当該農地を選定したこと。 (b) 原料を地下資源等に求める場合であって、その位置が制約されると認められること。 (10) 一般国道等の沿道において当該道路に接続して流通業務施設等を建設する場合 (11) 主として第1種農地以外の土地を使用する場合 (12) 既存施設の拡張を行う場合 (13) 前号各号の一に該当する場合に欠くことのできない道路、電線路等の施設を建設する場合</p> <p>農業以外の土地利用計画の存しない地域の取扱は、第2を準用する。</p>	<p>⑦ 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内における開発行為であって、当該非農用地区域の設定等につき別に定めるところによる所要の調整を了したものを行う場合 ⑧ 集落地域整備法第5条第1項の規定による集落地区計画の区域内における開発行為であって、当該集落地区計画の区域の設定等につき別に定めるところによる所要の調整を了したものを行う場合 ⑨ 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第8条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた集積促進計画に基づき、別に定めるところにより作成された集積促進地域施設整備計画に基づく開発行為であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合 ⑩ 多極分散型国土形成促進法第8条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた振興拠点地域基本構想に基づき、別に定めるところにより作成された重点整備地区施設整備計画に基づく開発行為であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合 ⑪ 「農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について」の記の第2の3により都道府県知事の認定を受けた農村活性化土地利用構想に基づく開発行為であって、同通達の記の第3の施設等の用に供する場合 ⑫ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第8条第1項に規定する承認基本計画に基づく開発行為（同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅若しくは同法第6条第4項に規定する教養文化施設等の整備又は同条第3項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の整備に限る。）であって、当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものを行う場合</p>
<p>方針の取扱</p> <p>乙種農地</p>		<p>乙種農地を対象とする農地転用は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 1の(3)に該当する場合には、許可することができるものとする。</p> <p>(2) 1の(1)の①から⑩までに該当する場合若しくは(2)の①から④までに該当する場合又は使用する土地が第1種農地（甲種農地で1の(1)の⑩に規定する農地以外のものを含む。）以外の土地のみであるか若しくは主として当該第1種農地以外の土地である場合若しくはこの場合において欠くことのできない土石の捨場、材料の置場等を建設する場合（これらの場合のうち、開発行為を伴う場合又は開発行為を伴わない建築物の新築又は改築を伴う場合にあっては、1の(1)のただし書に規定する場合に限る。）には、次によるものとする。</p> <p>① 農地の転用は第3種農地に指向させるものとし、第3種農地を対象とする農地転用は、原則として許可するものとする。</p> <p>② 第2種農地を対象とする農地の転用は、第3種農地に立地することが困難であるか又は不適当と認められるものに限り許可することができるものとする</p> <p>③ 第1種農地を対象とする農地の転用は、第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不適当と認められるものに限り許可することができるものとする。</p> <p>ただし、第1種農地（甲種農地で1の(1)の⑩に規定する農地以外のものを含む。）のみを使用する場合又は主として第1種農地を使用する場合には、許可基準第2章第1節第2の3の(1)から(3)まで、(5)、(7)から(10)まで、(12)又は(13)に規定する場合に限り、許可することができるものとする。</p>
<p>甲種農地</p> <p>乙種農地</p> <p>合せ得</p>		<p>市街化調整区域内における甲種農地と乙種農地とを合わせて対象とする農地転用は、甲種農地にあっては1により、乙種農地にあっては2により、それぞれ許可することができる場合に限り、許可することができるものとする。</p>

		考え方	申請について次の各事項を検討し、これに該当しない場合は許可しない。	
第2章	第2節 申請目的実現の確実性	第1 申 請 的	1 申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。 2 申請目的の実現について法令等による許認可等を要する場合は、当該許可等の見込みがあること。 3 申請された農地と併せて使用する土地がある場合においてその土地を当該申請目的に利用し得る見込みがあること	
許可方針	一般的	第2 計 画 面 積	1 申請面積がその申請目的実現のため必要な最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これを斟酌して決められたものであること） 2 大規模の施設の建設等で、当該建設事業の計画が長期にわたるものについては、期別計画に従って必要な面積について申請されたものであること。ただし、当該事業の計画の一体性の見地から、これを分割することが著しく困難なものについてはこの限りでない。	
	基準	第3 位 置	1 申請された農地の位置と周囲の農地、市街地、街路等との関連を検討し、集団農地を蚕食する等の農業生産条件に及ぼす影響が少ないと認められること。ただし、飼育の採掘等の如く位置が限定される場合はこの限りでない。 2 申請された農地の所在する市町村内に、第1節第1の取扱を行う区域がある場合には、同区域の利用状況等を考慮して選定されていること。	
	針 準	第4 用 排 水	1 申請に係る事業が用水を取水し又は廃水を排水する場合で、当該取水又は排水について法令等による許認可を要するときは、当該許認可の見込みがあること。 2 申請に係る事業が取水し又は排水する場合には、その時期、方法、水量、水質等について農業、水産業等の産業又は公衆衛生等に及ぼす影響が少ないと場合で関係者の反対がないこと。	
		第5 被 害 廃 除	1 転用に伴い土砂の流出、たい積、崩壊等のおそれがある場合又は当該事業により生ずるガス、湧水、粉じん、捨石、鉛煙等により付近の農業、水産業等の産業又は公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある場合において、必要な防除措置がとられていること。 2 近傍農地の日照、通風、通作等に著しい影響を及ぼさないこと。	
		第6 離 農 指	転用により経営の縮小、離農を余儀なくされる耕作者に対して「公共用地の取得に伴う損失補償基準要項」又は「電源開発に伴う水没その他による損失補償要綱」等の基準を斟酌し、妥当な措置がとられるとともに、できるだけ関係者において就労の機会を与えるよう措置するものであること。	
		第7 一 時 転 用	一時転用の場合は、事業終了後における原状回復の措置が適切に行われるものであること。特に実施の時期、方法、費用の負担等が明らかにされているものであること。	
		第8 代 替 施 設 等	転用に伴い、道路、水路、ため池等を廃止する場合は、代替施設を設置する等その廃止が近傍の農業生産条件に著しい支障を及ぼさないよう措置するものであること。	
		第9 転 用 候補地	転用候補地が土地改良事業受益地区にあってその転用がやむを得ないと認められる場合においては、当該事業計画が土地改良事業に及ぼす影響が少ないよう措置されていること。	

国土利用の規制権限等の移譲 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																																					
イメージ図	<p>【農地転用の許可】 <農地法 § 4、§ 5、附則②></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">転用許可の対象</th> <th colspan="2">許可権者</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 ha超の農地転用 (§ 4①、§ 5①)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 ha超 4 ha以下の農地転用 (§ 4①、§ 5①、附則②)</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 ha以下の農地転用 (§ 4①、§ 5①)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【民有保安林の指定・解除等】 <森林法 § 25、§ 25-2、§ 26、§ 26-2、§ 33-2、§ 41、§ 43> 同法施行令 § 3-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保安林区分</th> <th>指定・解除等権限(事務区分)</th> <th>国の関与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民有林 1～3号 重要流域</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民有林 4号以下 重要流域以外</td> <td>知事(法定受託事務)</td> <td>解除の國の協議・同意</td> </tr> <tr> <td>国有林(*)</td> <td>知事(自治事務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安施設地区</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 国有林には、林野庁が所管するものと、他省庁が所管するものがあるが、後者に係る保安林は道が管理している。(S45.6.2 林野庁長官通知)</p>	転用許可の対象	許可権者		国	道	4 ha超の農地転用 (§ 4①、§ 5①)	○	—	2 ha超 4 ha以下の農地転用 (§ 4①、§ 5①、附則②)	△	○	2 ha以下の農地転用 (§ 4①、§ 5①)	—	○	保安林区分	指定・解除等権限(事務区分)	国の関与	民有林 1～3号 重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)		民有林 4号以下 重要流域以外	知事(法定受託事務)	解除の國の協議・同意	国有林(*)	知事(自治事務)		保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)		<p>【農地転用の許可】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>転用許可の対象</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての農地転用</td> <td>道</td> </tr> </tbody> </table> <p>【民有保安林の指定・解除等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>民有保安林</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての権限 (自治事務)</td> <td>道</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 道が管理している国有保安林を含む。</p>	転用許可の対象	許可権者	すべての農地転用	道	民有保安林	許可権者	すべての権限 (自治事務)	道
転用許可の対象	許可権者																																						
	国	道																																					
4 ha超の農地転用 (§ 4①、§ 5①)	○	—																																					
2 ha超 4 ha以下の農地転用 (§ 4①、§ 5①、附則②)	△	○																																					
2 ha以下の農地転用 (§ 4①、§ 5①)	—	○																																					
保安林区分	指定・解除等権限(事務区分)	国の関与																																					
民有林 1～3号 重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)																																						
民有林 4号以下 重要流域以外	知事(法定受託事務)	解除の國の協議・同意																																					
国有林(*)	知事(自治事務)																																						
保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)																																						
転用許可の対象	許可権者																																						
すべての農地転用	道																																						
民有保安林	許可権者																																						
すべての権限 (自治事務)	道																																						
法 令 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ○農地転用の許可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 haを超える農地の場合には、国の許可となっている(法 § 4①、§ 5①)。 ・ 2 haを超える4 ha以下の農地の場合には、道の許可であるが、当分の間国に協議しなければならない(法 § 4①、§ 5①、附則②)。 ○民有保安林の権限等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限は国にある。(§ 25、§ 26) また、当該保安林の指定施業要件の変更権限は国にある。(§ 33-2) ・ 解除に係る國の協議・同意を必要な場合がある。(§ 26-2、施行令 § 3-3) ・ 道が管理している国有保安林の指定・解除の権限は国にある。(§ 25) また、当該保安林の指定施業要件の変更権限は国にある。(§ 33-2) ・ 保安施設地区的指定・解除の権限は国にある。(§ 41、§ 43) 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地転用の許可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 haを超える農地転用の許可権限について、道が行うこととし、2 haを超える4 ha以下の農地転用の場合の國への事前協議を廃止し、北海道においては、すべての農地転用について、道の許可権限とするよう改正する(法 4①、§ 5①、附則②)。 ○民有保安林に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要流域の1～3号保安林の指定・解除、指定施業要件変更権限の移譲 ・ 解除に係る國の協議・同意の廃止 ・ 道が管理する国有保安林に係る権限の移譲 ・ 保安施設地区的指定・解除権限の移譲 ・ 移譲に併せ、事務区分は全て自治事務とする。 																																					

○ 農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）（抄）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 （略）

2～4 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～四 （略）

2～3 （略）

附 則

1 （略）

（農林水産大臣に対する協議）

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

- 一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る同項の許可をしようとする場合
- 二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る第五条第一項の許可をしようとする場合
- 三 （略）

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 二 水源のかん養
- 三 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 （略）

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 (略)

(解除)

第二十六条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 (略)

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの
- 二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

(指定施設要件の変更)

第三十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林について、当該保安林に係る指定施設要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至ったとき、又は当該保安林に係る指定施設要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至ったときは、当該指定施設要件を変更することができる。

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるとときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

(解除)

第四十三条 農林水産大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

○ 森林法施行令（昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号）(抄)

(農林水産大臣の同意を要する保安林の指定の解除の規模)

第三条の三 法第二十六条の二第四項第一号の政令で定める規模は、同条第一項の規定により解除をしようとする場合にあつては一ヘクタールとし、同条第二項の規定により解除をしようとする場合にあつては五ヘクタールとする。

北海道らしい循環型社会の構築

現状

- ・本道には家畜ふん尿や林地残材などの豊富なバイオマスが存在する
- ・廃棄物の再生利用に必要な廃棄物処理法に基づく許可等は、市町村や道など許可権者が複数である
- ・北海道特有の廃棄物の再生利用を進めるためには、地域特性に応じた効率的な利活用システムが必要
- ・廃棄物処理施設の設置基準(構造基準、維持管理基準等)は全国一律

課題

- ・許可権者が複数であり、広域的な処理を行う場合など、許可手続きが煩雑
- ・また、許可が不要となる再生利用の特例措置は国が権限を有しており、地域特性を反映した効率的な利活用システム構築は困難
- ・積雪寒冷地である本道の特性等も考慮した廃棄物処理施設の設置基準による本道の良好な環境の保全や循環型社会の形成が不可欠

目指すすがた

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

- ・資源の循環的利用の加速
- ・安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置

再生利用の特例認定

- ・再生利用者認定
- ・対象廃棄物設定
- ・再生利用基準設定 等

廃棄物処理施設の設置基準

- ・構造基準(全国一律)
- ・維持管理基準(〃)等

権限移譲

```

graph LR
    A[権限移譲] --> B[道の権限  
(独自の設定等)]
    style A fill:none,stroke:none
    style B fill:none,stroke:none
  
```

道の認定

- ・本道の特性に応じ道が対象廃棄物等を設定し、再生利用者を認定

道の権限

(独自の設定等)

道条例により上乗せ

- ・特例認定対象廃棄物の追加により、豊富なバイオマスなどの再生利用が促進され、地域の実情に応じたリサイクルが可能
- ・水道水源への配慮など、安全・安心、かつ、円滑な廃棄物処理施設の設置が可能
- ・これらの措置を講ずることにより、北海道らしい循環型社会の形成を加速

北海道らしい循環型社会の形成

＜課題＞

積極的な3Rの
推進

適正処理の
推進

豊富なバイオマ
スの利活用

リサイクル製品の
利用拡大

＜北海道循環型社会推進基本計画策定の視点＞

① 廃棄物等の物質循環の確保



② 3R・適正処理

発生・排出抑制
[* : 再使用・再生利用・熱回収]
循環的な利用 * 適正処理

④ 北海道らしい循環型社会の形成

バイオマスの利活用

循環型社会ビジネスの振興

③ 社会経済システム・技術システムの構築

環境に配慮したライフスタ
イル・事業活動への変革

リサイクル・処理施設整備
等の社会基盤づくり

循環型社会形成推進
に関する条例の制定
(H20中)

取り組みを
加速

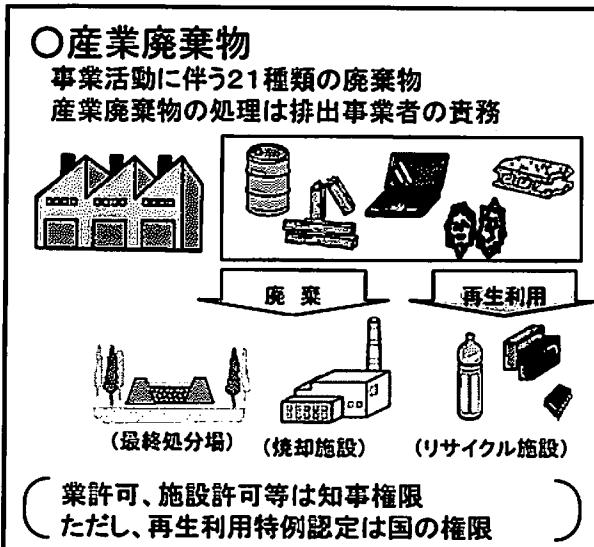
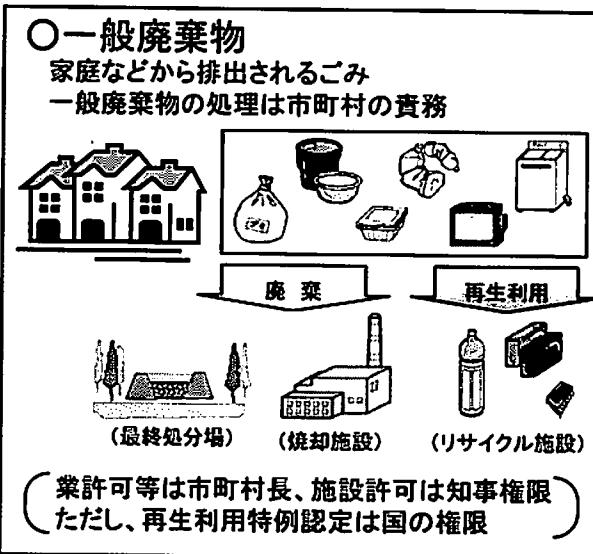
道州制特区の活用
・再生利用の特例認定
・廃棄物処理施設の設置
基準の上乗せ

北海道らしい循環型社会

* 北海道循環型社会推進基本計画(H17.3)は、バイオマスなどの循環資源の活用、既存産業の基盤技術などを活用したリサイクル関連産業の展開などによる「北海道らしい循環型社会の形成」に向けて策定している。
このほか、「循環型社会形成推進に関する条例(仮称)」においても、これらを踏まえた内容を検討中。

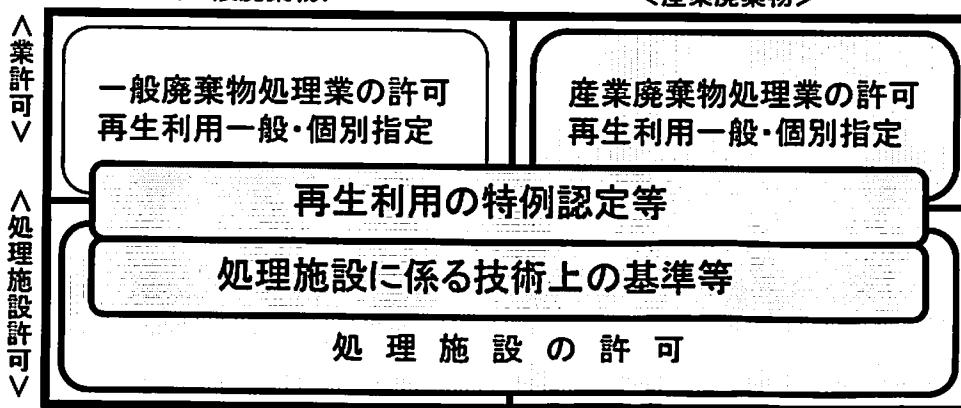
北海道らしい循環型社会の形成

○ 廃棄物の区分と処理責任



○ 許可等の区分

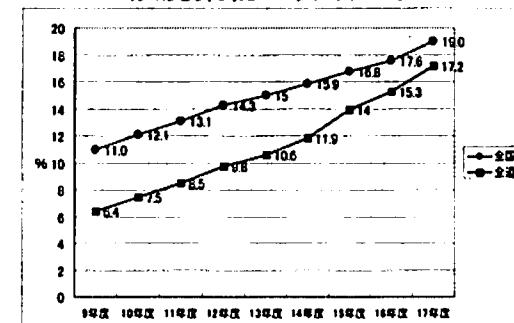
[廃棄物処理法に基づく許可是、市町村や道など]
許可権者が複数で手続きも煩雑



○ リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクル率は平成17年度で17.2%と、依然全国平均を下回る
産業廃棄物は全国並み

<一般廃棄物のリサイクル率>



北海道らしい循環型社会の形成には、
・地域の実情に応じた
廃棄物の再生利用
・地域の環境に配慮した
事業活動
が重要

廃棄物処理法の仕組み

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和45年12月25日 法律第137号)

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る														
廃棄物の分類	<p style="text-align: center;">廃棄物</p> <p>汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質等を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">一般廃棄物</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">産業廃棄物</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</td> <td style="padding: 5px;">事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類 等21種類(輸入廃棄物を含む)</td> </tr> </table>			一般廃棄物	産業廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類 等21種類(輸入廃棄物を含む)								
一般廃棄物	産業廃棄物														
産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類 等21種類(輸入廃棄物を含む)														
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 ・技術開発・情報収集 														
廃棄物処理に係る主な規制等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大臣</div>認定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大臣</div>認定 </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; text-align: center;"> 再生利用の特例認定 (業許可・施設許可不要) </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> ・廃棄物処理施設基準の設定 ・最終処分場の技術上の基準の設定 ・委託基準の設定 等 </td> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市町村長</div>許可等 </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; text-align: center;"> ・一般廃棄物処理計画の策定 <処理責任> 市町村 ・市町村は計画に従つて処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い処理 </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> ・廃棄物処理計画の策定 <処理責任> 排出事業者 ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・産業廃棄物処理基準・委託基準等に従い処理 </td> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事</div>許可等 </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; text-align: center;"> <一般廃棄物処理業者> ・区域毎に許可を受けなければならぬ ・一般廃棄物処理基準の遵守 </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> <産業廃棄物処理業者> ・区域毎に許可を受けなければならぬ ・産業廃棄物処理基準の遵守 </td> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事</div>許可等 </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; text-align: center;"> <一般廃棄物処理施設設置者> ・設置・譲渡等の許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理施設の構造基準等の遵守 (許可施設: ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上)及びし尿処理施設、最終処分場) </td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;"> <産業廃棄物処理施設設置者> ・設置・譲渡等の許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理施設の構造基準等の遵守 (許可施設: 焼却施設等20種類 処理能力は種類毎に設定) </td> </tr> </table>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大臣</div> 認定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大臣</div> 認定	再生利用の特例認定 (業許可・施設許可不要)	・廃棄物処理施設基準の設定 ・最終処分場の技術上の基準の設定 ・委託基準の設定 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市町村長</div> 許可等	・一般廃棄物処理計画の策定 <処理責任> 市町村 ・市町村は計画に従つて処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い処理	・廃棄物処理計画の策定 <処理責任> 排出事業者 ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・産業廃棄物処理基準・委託基準等に従い処理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事</div> 許可等	<一般廃棄物処理業者> ・区域毎に許可を受けなければならぬ ・一般廃棄物処理基準の遵守	<産業廃棄物処理業者> ・区域毎に許可を受けなければならぬ ・産業廃棄物処理基準の遵守	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事</div> 許可等	<一般廃棄物処理施設設置者> ・設置・譲渡等の許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理施設の構造基準等の遵守 (許可施設: ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上)及びし尿処理施設、最終処分場)	<産業廃棄物処理施設設置者> ・設置・譲渡等の許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理施設の構造基準等の遵守 (許可施設: 焼却施設等20種類 処理能力は種類毎に設定)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大臣</div> 認定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大臣</div> 認定	再生利用の特例認定 (業許可・施設許可不要)	・廃棄物処理施設基準の設定 ・最終処分場の技術上の基準の設定 ・委託基準の設定 等													
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市町村長</div> 許可等	・一般廃棄物処理計画の策定 <処理責任> 市町村 ・市町村は計画に従つて処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い処理	・廃棄物処理計画の策定 <処理責任> 排出事業者 ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・産業廃棄物処理基準・委託基準等に従い処理													
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事</div> 許可等	<一般廃棄物処理業者> ・区域毎に許可を受けなければならぬ ・一般廃棄物処理基準の遵守	<産業廃棄物処理業者> ・区域毎に許可を受けなければならぬ ・産業廃棄物処理基準の遵守													
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事</div> 許可等	<一般廃棄物処理施設設置者> ・設置・譲渡等の許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理施設の構造基準等の遵守 (許可施設: ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上)及びし尿処理施設、最終処分場)	<産業廃棄物処理施設設置者> ・設置・譲渡等の許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理施設の構造基準等の遵守 (許可施設: 焼却施設等20種類 処理能力は種類毎に設定)													

廃棄物処理施設の設置手続き

計画・設計	* 焼却施設及び最終処分場は、告示縦覧等の網掛け部分が必要
生活環境影響調査	法第8条第3項及び第15条第3項 申請書には、環境省令で定めるところにより、周辺地域の生活環境の及ぼす影響について調査した結果を記載した書類を添付しなければならない。
許可申請	法第8条第2項及び第15条第2項 環境省令で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。
告示・縦覧 利害関係者の意見	法第8条第4、6項及び第15条第4、6項 遅滞なく、告示、申請書の縦覧に供しなければならない。 利害関係者は意見書を提出することができる。
市町村長への通知	法第8条第5項及び第15条第5項 告示したときはその旨を関係市町村長に通知し、意見を聽かなければならない。
廃棄物処理施設専門 委員会	第8条の2第3項及び第15条の2第3項 あらかじめ、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聽かなければならない。
審査	<p>許可基準(法第8条の2第1項及び第15条の2第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理施設設置計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 ○廃棄物処理施設設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 ○申請者の能力が廃棄物処理施設設置計画及び維持管理計画を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。 ○申請者が欠格要件に(法第7条第5項第4号イから又及び第14条の第5項第4号イからヘまでのいずれにも)該当しないこと。 <p>技術上の基準</p> <p>一般廃棄物処理施設(規則第4条)、産業廃棄物処理施設(規則第12条、第12条の2) 最終処分場(總理府厚生省令) <主な構造基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○焼却施設 燃焼ガスの温度が800°C以上で、2秒以上滞留 高度の排ガス処理設備の設置 ○最終処分場 遮水工(遮水層の構造、厚さ、透水係数、遮水シートの枚数などの遮水効力、強度及び耐久力等)、遮光性不織布等の設置、地下水集排水設備及び保有水等集排水設備、浸出液処理設備の設置、最終処分場周縁の地下水の水質調査 <p>周辺環境等への配慮</p> <p>ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難なときは許可しないことができる。(法第8条の2第2項、第15条の2第2項) 適正な配慮がなされるべき施設(規則第4条の2及び第12条の2の2)</p>
許可	<p>許可(法第8条及び第15条)</p> <p>一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>使用前検査(第8条の2第5項及び第15条の2第5項) 知事の検査を受け、設置計画に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。</p> <p>維持管理基準</p> <p>一般廃棄物処理施設(法第8条の3及び規則第4条の5) 産業廃棄物処理施設(第15条の2の2及び規則第12条の6、第12条の7) 廃棄物最終処分場に係る維持管理基準等(總理府厚生省令)</p>

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

(1) 再生利用の特例認定

権限移譲により、同様の性状の一般廃棄物と産業廃棄物の効率的、広域的な再生利用を加速可能。

区分	許可等の権限	認定件数	区分	許可等の権限
一般廃棄物処理業許可	市町村長 (180市町村)	—	一般廃棄物処理業許可	市町村長
一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 (道・札幌・旭川・函館)	—	一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 (道・札幌・旭川・函館)
一般廃棄物再生利用の特例認定	国(*)	延べ64件	一般廃棄物再生利用の特例認定	知事
産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長	—	産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長
産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長	—	産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長
産業廃棄物再生利用の特例認定	国(*)	延べ47件	産業廃棄物再生利用の特例認定	知事

* 再生利用の特例認定に伴う立入検査・報告徴収等指導監督権限は、知事又は市町村長

(2) 廃棄物処理施設の設置基準

権限移譲により、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が可能。

技術上の基準	主な内容	技術上の基準	措置内容
処理施設の技術上の基準 〔最終処分場関係〕	<p><構造基準> 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること 等</p> <p><維持管理基準> 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと 等</p> <p><構造基準> 埋立処分の場所の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること 等</p> <p><維持管理基準> 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること 等</p>	国の一 律基準	<p>基準設定権限の移譲を受け、地域特性を踏まえ、安全・安心な施設の円滑な設置を図るために、上乗せ規制を措置</p>  <p><道独自の基準></p> <p>○積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理設備の構造</p> <p>○水道水源の上流域など、良好な環境を維持すべき地域における配慮等</p>
		処理施設の技術上の基準	

北海道らしい循環型社会の形成 <新旧対照表>

区 分	現 行	権限移譲後																																																																		
イメージ図	<p>【業・施設許可権限】</p> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">区分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">廃棄物処理法</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一般廃棄物 産業廃棄物 (政令市: 札幌市、旭川市、函館市)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">廃棄物の再生利用の特例認定 法律 § 9-8及び15-4-2 → 国認定により上記許可が不要</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○再生利用の認定を受けることができる ○再生利用の内容の基準に適合すること ○再生利用業者の基準に適合すること ○再生利用施設の基準に適合すること</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><対象廃棄物(規則 § 6-2及び12-12-2等)></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(全国一律) ○一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 ○産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><再生利用の内容の基準(規則 § 6-4及び12-12-4、関係告示)></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">国 : 廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること 国 : 再生品の利用が見込まれること 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><再生利用業者の基準(規則 § 6-5及び12-12-5、関係告示)></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">国 : 経営的及び技術的能力を有する者 国 : 廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><再生利用施設の基準(規則 § 6-6及び12-12-6、関係告示等)></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">国 : 自重等に対し、構造耐力上安全であること 国 : 飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【廃棄物処理施設の基準】(法 § 8-2及び15-2 等)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">国 全国一律 技術上の基準</td> </tr> </table>				区分			廃棄物処理法			一般廃棄物 産業廃棄物 (政令市: 札幌市、旭川市、函館市)			廃棄物の再生利用の特例認定 法律 § 9-8及び15-4-2 → 国認定により上記許可が不要			○再生利用の認定を受けることができる ○再生利用の内容の基準に適合すること ○再生利用業者の基準に適合すること ○再生利用施設の基準に適合すること			<対象廃棄物(規則 § 6-2及び12-12-2等)>			(全国一律) ○一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 ○産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉			<再生利用の内容の基準(規則 § 6-4及び12-12-4、関係告示)>			国 : 廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること 国 : 再生品の利用が見込まれること 等			<再生利用業者の基準(規則 § 6-5及び12-12-5、関係告示)>			国 : 経営的及び技術的能力を有する者 国 : 廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者 等			<再生利用施設の基準(規則 § 6-6及び12-12-6、関係告示等)>			国 : 自重等に対し、構造耐力上安全であること 国 : 飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等			【廃棄物処理施設の基準】(法 § 8-2及び15-2 等)			国 全国一律 技術上の基準			<p>【廃棄物の再生利用の特例認定 法律 § 9-8及び15-4-2】 → 道認定により、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可が不要</p> <p><対象廃棄物(規則 § 6-2及び12-12-2等)></p> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">道</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油(廃食用油)、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用</td> </tr> </table> <p>道 地域の実情に応じた対象廃棄物の種類に応じて、再生利用の内容の基準(規則 § 6-4等)、再生利用業者の基準(規則 § 6-5)及び再生利用施設の基準(規則 § 6-6等)を設定可能</p> <p>【廃棄物処理施設の基準】(法 § 8-2及び15-2 等)</p> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="width: 10px; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">道</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">独自の基準 上乗せ基準(水道水源への配慮など)</td> </tr> </table>				道			地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油(廃食用油)、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用						道			独自の基準 上乗せ基準(水道水源への配慮など)		
区分																																																																				
廃棄物処理法																																																																				
一般廃棄物 産業廃棄物 (政令市: 札幌市、旭川市、函館市)																																																																				
廃棄物の再生利用の特例認定 法律 § 9-8及び15-4-2 → 国認定により上記許可が不要																																																																				
○再生利用の認定を受けることができる ○再生利用の内容の基準に適合すること ○再生利用業者の基準に適合すること ○再生利用施設の基準に適合すること																																																																				
<対象廃棄物(規則 § 6-2及び12-12-2等)>																																																																				
(全国一律) ○一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 ○産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉																																																																				
<再生利用の内容の基準(規則 § 6-4及び12-12-4、関係告示)>																																																																				
国 : 廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること 国 : 再生品の利用が見込まれること 等																																																																				
<再生利用業者の基準(規則 § 6-5及び12-12-5、関係告示)>																																																																				
国 : 経営的及び技術的能力を有する者 国 : 廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者 等																																																																				
<再生利用施設の基準(規則 § 6-6及び12-12-6、関係告示等)>																																																																				
国 : 自重等に対し、構造耐力上安全であること 国 : 飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等																																																																				
【廃棄物処理施設の基準】(法 § 8-2及び15-2 等)																																																																				
国 全国一律 技術上の基準																																																																				
道																																																																				
地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油(廃食用油)、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用																																																																				
道																																																																				
独自の基準 上乗せ基準(水道水源への配慮など)																																																																				
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の再生利用の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・対象廃棄物や再生利用の内容は、全国一律のため、地域の実情が考慮されない(法9-8及び15-4-2等)。 ○廃棄物処理施設の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律であり、地域の実情に応じた措置が困難(法8-2及び15-2等)。 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の再生利用の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・対象廃棄物や再生利用の内容など再生利用の特例について、北海道においては道条例で定めることとする(法9-8及び15-4-2等)。 ○廃棄物処理施設の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置基準について、北海道においては道条例で定めることとする(法8-2及び15-2等)。 																																																																		

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3~6（略）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2（略）

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聽かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（許可の基準等）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めることでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2~7（略）

（一般廃棄物処理施設の維持管理）

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

（一般廃棄物の再生利用に係る特例）

第九条の八 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 環境大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、

これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4~6 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2~6 (略)

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 四 申請者が第十四条第五項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。

2~5 (略)

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(産業廃棄物の再生利用に係る特例)

第十五条の四の二 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
- 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 (略)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）（抄）

第四条 法第八条の二第一項第一号（法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二～六 (略)

七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

□ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。

(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。

ハ～カ (略)

ハ～十五 (略)

2 (略)

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第四条の二 法第八条の二第一項第二号（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

(再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の二 法第九条の八第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

一～三 (略)

(再生利用の内容の基準)

第六条の四 法第九条の八第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る一般廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
 - 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 三～九 (略)
- 十 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九条の八第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業として的確に行つている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
 - 二 (略)
 - 三 第四条の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
 - 四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条の五に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るもの（当該施設が焼却施設である場合には、同条第一項第二号ワを除く。）に限る。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
 - 五～十 (略)
- 十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)

第六条の六 法第九条の八第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。）に適合していること。
- 三 第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、横載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
 - 二 削除
 - 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四～七 (略)

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前

条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 令第七条第一号に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。

3~16 (略)

(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)

第十二条の十二の二 法第十五条の四の二第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

- 一 ばいじん又は燃え殻であつて、産業廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの
- 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(再生利用の内容の基準)

第十二条の十二の四 法第十五条の四の二第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る産業廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
- 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 三~九 (略)
- 十 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第十五条の四の二第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業として的確に行つている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
 - イ 受け入れる産業廃棄物の性状の分析及び管理
 - ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理
 - ハ 再生品の性状の分析及び管理
- 三 第十二条の六に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準（当該施設に係るもの（当該施設が令第七条第二号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設である場合には、第十二条の七第五項においてその例によるものとされた第四条の五第一項第二号ワを除く。）に限る。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五~十 (略)
- 十一 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に適合していること。
- 三 第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第二項及び第四項並びに第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令を次のように定める。

（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

2 法第八条の三 の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

二～二十 （略）

3 法第九条第五項（法第九条の三第十項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一 最終処分場が、第一項（第一号、第二号並びに第五号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められること。

二～十一 （略）

（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

第二条 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、前条第一項第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一～四 （略）

2 法第十五条の二の二 の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一～三 （略）

3 法第十五条の二の五第三項 において準用する法第九条第五項 の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一～三 （略）

4 （略）

○ 環境大臣が定める一般廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五八号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 廃プラスチック類
- 三 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○ 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五九号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）
- 三 廃プラスチック類
- 四 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○ 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成十八年 環境省告示第七七号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の四第十号及び第六条の五第十一号並びに第十二条の十二の四第十号及び第十二条の五第十一号の規定に基づき、廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準を次のように定める。

- 1 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の四第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 廃ゴム製品に含まれる鉄をセメントの原材料として使用するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 再生利用に供される廃ゴム製品のうち、廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）であること。
 - ロ 再生品（再生によって得ようとする物。以下同じ。）であるセメントが、同一の種類及び同等の品質のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。
 - 二 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであって、再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。
- 2 廃ゴム製品に係る規則第六条の五第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 前項第一号に該当する場合 セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができる事が事業の実績等に照らして明らかであるものであること。
 - 二 前項第二号に該当する場合 鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができる事が事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

○ 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成十五年 環境省告示第二五号）（略）

○ 廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年 環境省告示第五六号）（略）

○ 転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準（平成十五年 環境省告示第一〇五号）（略）

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

< 環境 (廃棄物・リサイクル) >

大分類: F 環境保全 ~ 中分類: 環境保全

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除外	事実関係等の整理	実現するため に 考 え ら れ る 手 法	実現した場合に 考 え ら れ る メ リ ッ ト・デ メ リ ッ ト	摘要	関係 部課	個票 番号
廃棄物・リサイクル	113 一廃処理施設の設置要件緩和	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1 1	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法により、一般廃棄物処理施設のうち、一日当たりの処理能力が5t以上（同法施行令§5）のごみ処理施設にあつては、知事の許可が必要（§8）。 一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除（許可を付与）しているものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の改正 	<p>【メリット】 施設許可が不要とした施設は、<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査が不要となる。 施設の技術上の基準に適合させる必要が無くなる。 許可申請の手続きが不要となる。ことから、バイオマスの利活用が促進される。 【デメリット】 施設許可が不要とした施設については、<ul style="list-style-type: none"> 生活環境へ及ぼす影響調査がなされないまま施設が設置されることから、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがある。 施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理により周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、施設への改善命令、使用停止命令等の法的措置を講ずることができない。ことから、生活環境への影響が生ずる懸念が考えられる。 </p>	本提案内容を踏まえ、再生利用の特例認定権限（業・施設許可不要）の移譲に関する提案を検討中「④循環型社会」	環 循環型 社会推 進課	4011F
	114 処理施設許可要件の条例委任	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1 1	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法により、廃棄物処理施設（同法施行令§5の一般廃棄物処理施設及び施行令§7の産業廃棄物処理施設）の設置は、許可基準（§8-2、§15-2）に基づき、知事の許可（§8、§15）が必要。 廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域の生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。 なお、道では、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」により、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の改正 審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置 	<p>【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 地元住民の理解促進が図られる 利害関係者等の意見を踏まえた廃棄物処理施設の円滑な設置が可能となる 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 法的手続きにより住民同意を義務化することは違法性がある 住民同意手続きにより、社会基盤として不可欠な廃棄物処理施設の設置促進が阻害されるおそれがある 説明会開催により、施設使用開始まで長期間を要し、中小企業者等の経営面への影響が生ずる </p>			

道民アイデアの実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 環境生活部

区分	1 関係団体	番号	011	項目	一般廃棄物処理施設設置要件の緩和						
	2 市町村										
	3 一般道民										
	④ 庁 内										
アイデアの概要		生ごみのリサイクルを行うための一般廃棄物処理施設を設置する場合、施設の処理能力が5t／日を超える施設は、設置許可のために環境影響調査の実施などといった多大な費用と時間を要することから、要許可施設の指定権限を道に移譲し、バイオマス利活用を促進させる。									
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える懼れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除（許可を付与）しているものである。 									
	関係法令等(条文まで)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第8条 施行令第5条 									
	関係制度の概要										
アイデアを実現するために考えられる手法		法的措置	廃棄物処理法の改正								
		財政措置									
		その他の措置									
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<p>権限移譲により許可が不要とした施設については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査が不要となる 施設の技術上の基準に適合させる必要が無くなる 許可申請の手続きが不要となる <p>ことから、バイオマスの利活用が促進される</p>									
	考えられるデメリット	<p>権限移譲により許可が不要とした施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境へ及ぼす影響調査がなされないまま施設が設置されることから、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがある 施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理により周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、施設への改善命令、使用停止命令等の法的措置を講ずることができない <p>ことから、生活環境への影響が生ずる懸念が考えられる</p>									
備考		<p>本道に豊富に存在するバイオマスの利活用をさらに促進するため、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可等が不要となる「再生利用の特例認定制度」について、道州制特区の提案を検討している</p> <p>なお、特例認定制度は、再生利用の内容や施設等の基準が定められているもの</p>									
担当部課名		環境生活部循環型社会推進課廃棄物指導グループ(24-307)									

道民アイデアの実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 環境生活部

区分	1 関係団体	番号	012	項目	廃棄物処理施設設置許可要件の条例への委任			
	2 市町村							
	3 一般道民							
	④ 庁 内							
アイデアの概要		廃棄物処理施設の設置に当たり、処理業者と住民のトラブル解消のため、住民同意や事前説明会の開催などができるよう、許可要件を条例に委任する。						
事実関係 (現状など)	・廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域への生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。							
関係法令等 (条文まで)	・廃棄物処理法第8条、第15条 ・施行令第5条、第7条							
関係制度の概要	「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」で、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。							
アイデアを 実現するために 考えられる手法	法的措置	廃棄物処理法改正						
	財政措置	審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要						
	その他の措置	道州制の権限移譲						
実現した場合 のメリット等	考えられる メリット	1 地域住民の理解促進が図られる 2 利害関係者等の意見を踏まえた廃棄物処理施設の円滑な設置が可能となる						
	考えられる デメリット	1 法的手手続きにより住民同意を義務化することは違法性がある 2 住民同意手続きにより、社会基盤として不可欠な廃棄物処理施設の設置促進が阻害されるとともに、許可・施設使用開始まで長期間を要し、中小企業者等の経営面への影響が生ずる						
備考	良好な環境を有する本道の地域特性を考慮した廃棄物処理施設の設置（上乗せ基準）による安全・安心な設置手続きに関する道州制特区の提案を検討している このほか、循環型社会形成の推進に関する条例の制定を検討しており、廃棄物処理施設の設置等に関する必要な措置を規定する予定							
担当部課名	環境生活部循環型社会推進課廃棄物指導グループ(24-307)							

産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求訴訟について

1 施設の概要

- ・ 所在地 北海道釧路市
- ・ 廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物最終処分場（安定型）
- ・ 事業の範囲 建設廃材等

2 事案の概要

産業廃棄物処理業者が知事に対し、廃棄物処理法15条に基づき、北海道釧路市に産業廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可申請をしたところ、知事は、法15条が定めた一定の技術水準に達していないことなどの要件を満たしているが、この施設の設置予定場所が住宅地及び文教施設に近接しているなど生活環境の保全上不適当であることや周辺住民の同意がなく、また、地元釧路市との公害防止協定等の締結が行われていないことを理由に、不許可処分をしたため、業者が不許可処分の取消を求めた事案。

札幌地裁及び札幌高裁は、業者の訴えを認める判決を行った。

3 主たる争点

産業廃棄物処理業者が同法15条の定める許可要件を満たしていても、産業廃棄物処理施設の設置の許可申請を不許可にすることができるか。

4 判決理由の概要

法第15条の許可制は、産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、同条2項に適合していると認められる場合に、個別的に禁止を解除するという方式であり、財産権（土地利用）を公共の福祉の観点から制限しようとするものである。憲法29条は、財産権の行使を制限するためには、法律の規定による必要がある旨定めているから、法律に裁量権を認めるような規定のない法15条については、知事に対して裁量権を与えるものと解することはできず、同条2項各号の定める要件が満たされた場合には、許可しなければならないものと解される。本件では、法の予定しないような重大な被害が及ぶことが明白であることを認めることはできない。

業者の行政指導に対する対応には不十分な面があり、周辺住民の不安を解消するに至らなかったことは認められるものの、もともと行政指導は相手方の任意の協力を前提とするものであって、強制力を有するものではなく、業者に権利の濫用に当たるといえるような特段の事業があるとは認められない。

業者が法の定めた産業廃棄物処理施設の設置の要件を充足していたのに、申請を不許可としたものであるから、違法であり、不許可処分は取り消されなければならない。

5 主な経過

平成 7年 6月28日	許可申請
平成 7年 9月18日	不許可処分
平成 7年10月 3日	処分の取消を求めて提訴
平成 9年 2月13日	札幌地裁判決（不許可処分を取り消す） ・法の不備を自らの措置で回避しようとした道の努力は評価できるとしているものの、結論として、知事の裁量は、法律の該当条項に規定する要件に適合しているかどうかに限られ、本件はこの要件を満たすので、不許可処分は違法である。
平成 9年 2月26日	道が控訴
平成 9年10月 7日	札幌高裁判決（控訴棄却の判決） ・処分場を設置・操業することにより、付近住民の人格権や所有権等を侵害する場合は、周辺住民等が、別途、当該施設の設置又は操業の差し止めを請求ができると考える。また、重大な被害が付近住民に及ぶことが明白であるような場合には、不許可とする余地も考えられたとした。

6 その他

廃棄物処理法の改正（平成9年6月）により生活環境影響調査、告示・縦覧、利害関係者の意見、市町村長への意見聴取、専門的知識を有する者の意見聴取等の規定が追加された。

地域限定通訳案内士試験の基準等の緩和

現
状

- ・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待されるところ。
(来道観光客数 H14:約28万人 H18:約60万人)
- ・外客誘致法等の改正により、全国一律の通訳案内士の他に地域限定通訳案内士制度が導入され、都道府県が地域限定通訳案内士試験を実施できることになった。
- ・北海道としても、試験実施の方法などを定めた外客来訪促進計画を策定し、H20年度から試験の実施をするべく準備を進めているところ。



課
題

- ・試験実施基準は国が定めており、道のオリジナリティが發揮できる部分が制限されている。
【基準の例】
 - ・試験の回数、合否判定の方法、難易度、筆記試験の時間、平均点、試験免除基準、口述試験の時間、方法、合否判定など

目指すがた

地域限定通訳士試験基準等の緩和

地域限定通訳案内士 試験の基準

- ・試験の回数、合否判定
試験の方法、難易度、
記試験の時間、平均点、
試験免除基準、口述試験
の時間、内容、合否判定
など

国 が設定

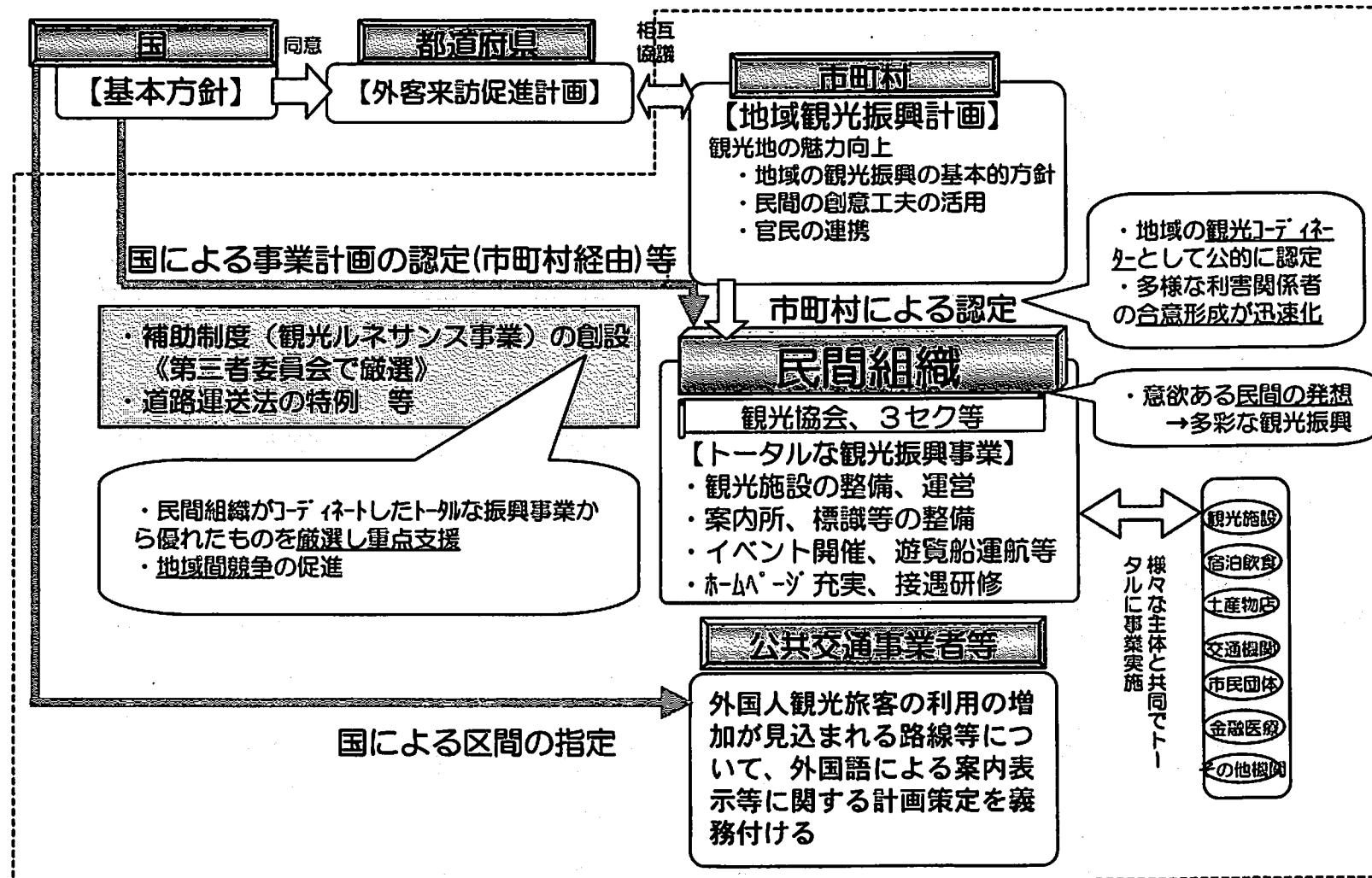
試験基準等の緩和

北海道独自の試験
方法等の設定により、
より一層地域の事情
に精通したガイドを
養成することが可能
となる

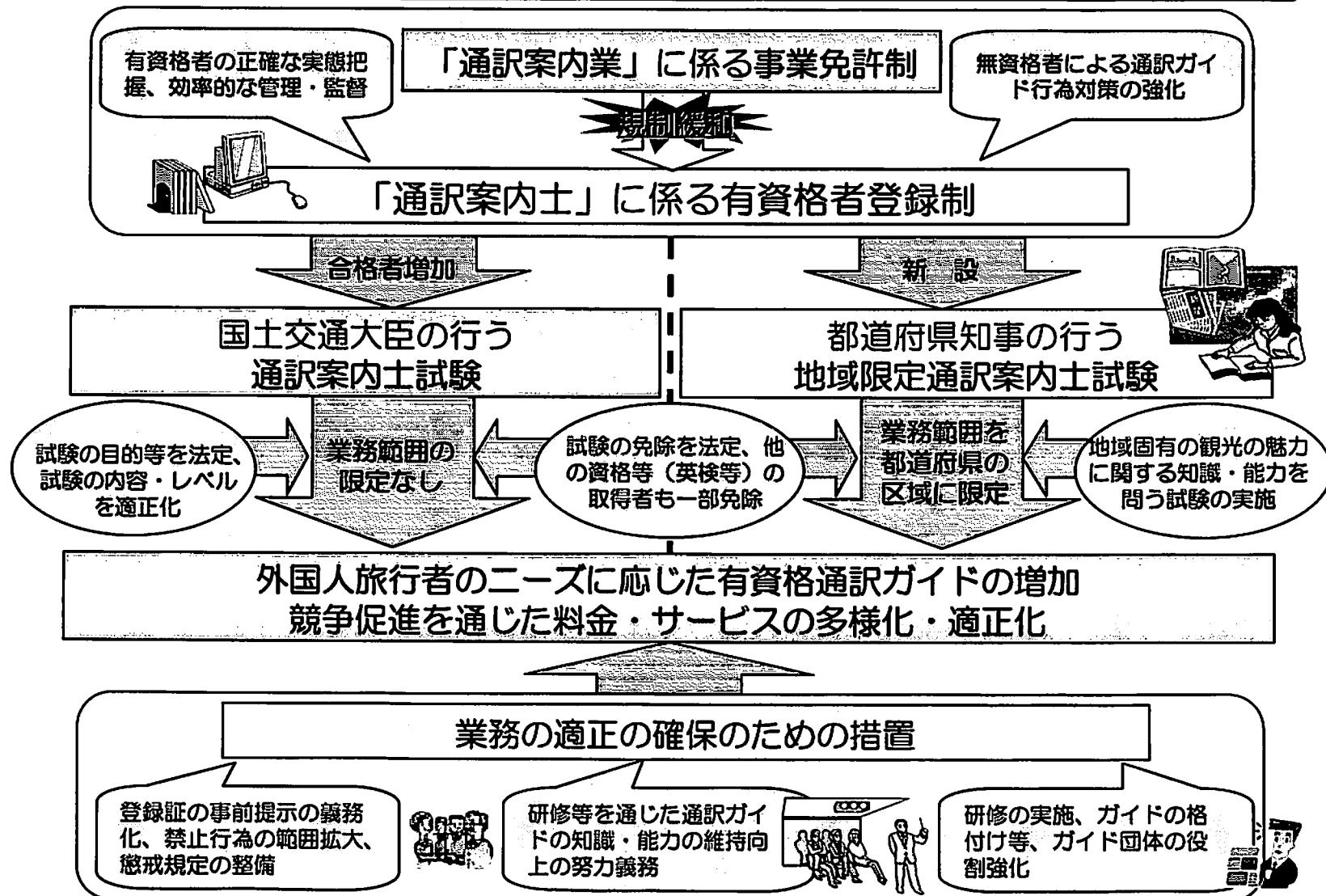
幅広くユニークな人材の確保が可能となり、
北海道観光のホスピタリティの向上が図られる

外客誘致法の改正による国際競争力ある観光地の整備

外国人観光旅客にとって魅力ある観光地の整備を促進することで、外国人の訪日を促進



通訳案内業法・外客誘致法の改正による通訳ガイド制度の改善



通訳ガイド育成の方策 概要

平成 18 年 10 月
通訳ガイド育成検討委員会

現 状	課 題	今後の取組方針
<p>○ 利用側の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客数は、アジア・オーストラリアを中心に急激に増加。 ・国・地域によっては、個人旅行やリピーターの割合が高くなっている。 ・通訳ガイドの活用者側の状況は、必ずしも十分に活用されていない。 <p>○ 通訳ガイド側の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。 ・言語別では、英語が全体の 3 分の 2 を占め、中国語、韓国語は非常に少ない。 ・地域別では、道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。 ・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。 ・通訳ガイドとしての実務経験などが不足しており、実務を通したスキルアップが計りにくい状況にある。 	<p>○ 需給面での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者の数の不足、実務経験等の不足、PR不足などにより、通訳ガイドの活用者側のニーズに対応できる体制が構築されていない。 <p>○ 制度面での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格制度のみに依存した通訳案内士制度は、現在の日本のインバウンド・ツーリズムを取り巻く状況に対応できていない。 ・地域限定通訳案内士試験は、通訳案内士試験（国家試験）と同等の水準が求められており、柔軟な試験水準・試験内容の設定が難しい。 ・団体客の外国人添乗員などが、添乗行為のほかに通訳ガイド行為を無資格で行っている事例が見られる。 	<p>1. 通訳ガイド育成のための短期的取組事項</p> <p>○ 通訳ガイドの活動機会の創出に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳ガイド制度やサービス内容の周知の強化 ・流通メカニズムの整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 海外の観光客などに積極的に PR する紹介システムの構築 ② 通訳ガイド団体の創設を目指す ③ 通訳ガイドと観光関係事業者や観光関係団体とのパートナーシップの強化 ・新たな商品サービスの提供 <p>○ 有償ガイドサービスの水準の向上に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官一体となったトータルパッケージとしての教育プログラムの早急な構築・実践 ・教育プログラムの一環として、地域限定通訳案内士試験制度を導入することによる、通訳ガイドの質の向上と数の増加・多様化に向けた対応を促進 <p>2. 通訳ガイド育成のための中・長期的取組事項</p> <p>○ 法制度の改正・整備に向けた提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のインバウンドツーリズム環境に即するよう、再度の法改正を提言 ・地域限定通訳案内士試験実施基準やガイドラインの改正を提言 <p>○ 通訳ガイドの社会的地位の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償ガイドサービスの市場への浸透の促進 ・観光関係事業者などによる通訳ガイドの雇用環境の創出

○ 通訳ガイド側の現状

- ・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。
- ・言語別では、英語が全体の3分の2を占め、また数多く訪れる台湾、香港、韓国からの観光客に必要な中国語、韓国語はそれぞれ15人、14人と非常に少ない。
- ・地域別では、札幌を中心とした道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。

表5 <道内通訳案内士数（言語別、支庁別）平成18年度9月現在> (単位：人)

支庁名	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	ヒア語	韓国語	合計
石狩	65	4	3	6	12	7	10	107
渡島	6	0	0	0	0	0	1	7
檜山	0	0	0	0	0	0	0	0
後志	5	0	0	0	2	0	0	7
空知	3	0	0	0	0	0	0	3
上川	5	0	0	0	0	0	1	6
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0
宗谷	0	0	0	0	0	1	0	1
網走	1	0	0	0	1	0	0	2
胆振	9	0	0	1	0	0	2	12
日高	0	0	0	0	0	0	0	0
十勝	3	0	0	0	0	0	0	3
釧路	1	0	0	0	0	0	0	1
根室	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	99	4	3	7	15	8	14	150

(参考) 全国の通訳案内士数(平成18年4月現在):

10,241人(うち英語 6,985人、中国語 1,041人、韓国語 466人)

表6 <道内通訳案内士数の推移(各年度末)> (単位：人)

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
102	106	111	116	121	125	131	134	139	142	150

・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。特に、札幌シティガイド検定合格者、留学生、通訳ボランティアガイド、語学学校就学者で受験の意向が特に大きくなっている。

→ 通訳ガイド資格取得意向者には、バスガイド・ボランティアガイド・宿泊施設のフロントマン・観光学専攻の学生・専門学校生などが想定される。また、短期的には、留学生帰国者などの外国籍市民や外国人留学生など外国語能力を有している人が資格取得に有利に働くことが想定される。

「中間的な取りまとめ」(抜粋) (H19.11.16)

地方分権改革推進委員会

⑥ 交通・観光

[外客來訪促進計画]

地域の観光振興は、地域の実情に通じた地方自治体等が自主的かつ主体的に行うべきものであるから、地域に関する観光施策は地方に任せ、国は国際的な施策に重点化すべきである。

外客來訪促進計画には、地方が主体的に行うべき事項が多く含まれていることから、国の同意の対象範囲は税制上の特例措置に係る部分に限定するなど、関与を縮小すべきである。

<地方分権改革推進委員会委員名簿>

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬 直樹 作家・東京都副知事

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木 順一 神奈川県開成町長

横尾 俊彦 佐賀県多久市長

(敬称略)

地域限定通訳案内士制度 <新旧対照表>

区分	現 行	権限移譲後																																				
イメージ図	<p>【地域限定通訳案内士】 <外客誘致法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td>基本方針（§ 3）</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>同意（§ 4③）</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>外客来訪促進計画（§ 4①）</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>試験実施事項を規定（§ 4①VII）</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26②）</td> </tr> <tr> <td>· 方法 （§ 27①）</td> <td>筆記試験 口述試験</td> </tr> <tr> <td>· 内容 （§ 27②・③）</td> <td>筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務）</td> </tr> </table> <p>↓</p> <p><試験実施基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国の定める基準（H18.7.5 国土交通省告示第737号）</td> </tr> <tr> <td>・ 試験の回数</td> </tr> <tr> <td>・ 筆記試験の合格判定の方法、難易度</td> </tr> <tr> <td>・ 外国語筆記試験（時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等）</td> </tr> <tr> <td>・ 地理等筆記試験（時間、平均点、合格基準点など）</td> </tr> <tr> <td>・ 口述試験（時間、内容、合否判定など）</td> </tr> </table>	国	基本方針（§ 3）	↓	同意（§ 4③）	道	外客来訪促進計画（§ 4①）	↓	試験実施事項を規定（§ 4①VII）	道	地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26②）	· 方法 （§ 27①）	筆記試験 口述試験	· 内容 （§ 27②・③）	筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務）	国の定める基準（H18.7.5 国土交通省告示第737号）	・ 試験の回数	・ 筆記試験の合格判定の方法、難易度	・ 外国語筆記試験（時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等）	・ 地理等筆記試験（時間、平均点、合格基準点など）	・ 口述試験（時間、内容、合否判定など）	<p>【地域限定通訳案内士】 <外客誘致法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td>基本方針（§ 3）</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>同意（§ 4③）</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>外客来訪促進計画（§ 4①）</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>試験実施事項を規定（§ 4①VII）</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26②）</td> </tr> <tr> <td>· 方法 （§ 27①）</td> <td>筆記試験 口述試験</td> </tr> <tr> <td>· 内容 （§ 27②・③）</td> <td>筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務）</td> </tr> </table> <p>↓</p> <p><試験実施基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国の定める基準（同左）</td> </tr> <tr> <td>基準の緩和</td> </tr> </table>	国	基本方針（§ 3）	↓	同意（§ 4③）	道	外客来訪促進計画（§ 4①）	↓	試験実施事項を規定（§ 4①VII）	道	地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26②）	· 方法 （§ 27①）	筆記試験 口述試験	· 内容 （§ 27②・③）	筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務）	国の定める基準（同左）	基準の緩和
国	基本方針（§ 3）																																					
↓	同意（§ 4③）																																					
道	外客来訪促進計画（§ 4①）																																					
↓	試験実施事項を規定（§ 4①VII）																																					
道	地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26②）																																					
· 方法 （§ 27①）	筆記試験 口述試験																																					
· 内容 （§ 27②・③）	筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務）																																					
国の定める基準（H18.7.5 国土交通省告示第737号）																																						
・ 試験の回数																																						
・ 筆記試験の合格判定の方法、難易度																																						
・ 外国語筆記試験（時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等）																																						
・ 地理等筆記試験（時間、平均点、合格基準点など）																																						
・ 口述試験（時間、内容、合否判定など）																																						
国	基本方針（§ 3）																																					
↓	同意（§ 4③）																																					
道	外客来訪促進計画（§ 4①）																																					
↓	試験実施事項を規定（§ 4①VII）																																					
道	地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26②）																																					
· 方法 （§ 27①）	筆記試験 口述試験																																					
· 内容 （§ 27②・③）	筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務）																																					
国の定める基準（同左）																																						
基準の緩和																																						
法令制度	<p>○地域限定通訳案内士試験の実施基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の方法及び内容について外客誘致法で規定（法§ 27）されているほか、試験の実施基準についても国の告示により定められている（法§ 26②、H18 国交省告示第737号）。 	<p>【特区提案】</p> <p>○地域限定通訳案内士試験の実施基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の実施基準について、より一層地域の実情に精通した通訳案内士の育成及び外国人観光客の満足度の向上に資するため、国の告示を改正する。 																																				

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年六月十八日法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「外客來訪促進地域」とは、我が國固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいつ。

2~6 (略)

（基本方針）

第三条 國土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2~4 (略)

（外客來訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客來訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客來訪促進計画」という。）を定めることができる。

2~6 (略)

七 外客來訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 (略)

2 都道府県は、外客來訪促進計画を定めようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、外客來訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるとときは、同意をするものとする。

2~4 (略)

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあっては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に応するに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

□ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 (略)

4 都道府県は、第二項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 都道府県は、外客來訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、外客來訪促進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

（地域限定通訳案内士の業務等）

第二十三条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

（地域限定通訳案内士となる資格）

第二十四条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

（地域限定通訳案内士試験）

第二十六条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客來訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行つ。

（試験の方法及び内容）

第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行つ。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

○ 国土交通省告示第七百三十七号（平成十八年七月五日）（抄）

外国人観光客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、同項の基準を次のとおり定める。

地域限定通訳案内士試験実施基準

1 試験の回数

地域限定通訳案内士試験（以下「試験」という。）は、原則として、毎年少なくとも一回行う。

2 筆記試験の合格判定の方法

筆記試験の合否判定は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号。以下「外客来訪促進法」という。）第二十七条第二項各号に掲げるすべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

3 筆記試験の難易度

筆記試験は、難易度の極端に高いものであってはならない。

4 外国語筆記試験

一 外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。

二 出題する外国語は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）において実施されているもの（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語又はタイ語）のうち、外客来訪促進法第四条第二項の規定に基づき国土交通大臣が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。

三 外国語筆記試験の方法は、記述式とする。

四 試験時間は、百二十分とする。

五 外国語筆記試験は、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

六 外国語筆記試験の合格基準点は、原則として、七十点とする。

七 外国語筆記試験は、当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行つものとする。

八 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（英語）を免除することができる。

5 地理等筆記試験

一 当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。

二 地理等筆記試験の方法は、多肢選択式とする。

三 試験時間は、各科目について、四十分とする。

四 地理等筆記試験は、各科目について、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

五 地理等筆記試験の合格基準点は、各科目について、原則として、六十点とする。

6 口述試験

一 口述試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るための実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。

二 口述試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。

三 口述試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。

四 試験時間は、八分程度とする。

五 合否判定は、次に掲げるすべての項目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

(一) 聞き取り能力

(二) 表現力

(三) 発音及び文法の正確性

(四) 質問に対する回答能力

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対する十分な意欲等地域限定通訳案内士として必要な適性

7 その他

前各項に定めるもののほか、試験の出題方法等については、別に定めるところによる。